

科目履修の認定・課程修了の認定に関する規程

第1章 目的及び授業時間

(目的)

第1条 この規程は、学則に定めるもののほか、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 講義科目については、1時間の授業につき、10分間の休憩・教室移動等を含むものとする。

2 授業時間は、8時40分から16時30分とする。

3 実習科目については、実習要項に記載の時間とする。

第2章 講義科目の履修

(講義科目の評価方法)

第3条 講義科目の学習評価は、学科試験成績、出席状況・日常の学習状況（平素の学習態度及びグループワーク、カンファレンス・ディスカッション等への参加）・学習報告（課題学習、演習内容報告などのレポート報告）などを総合して行う。

2 学科試験の内容及び日常の学習状況・学習報告の点数配分については、各科目のシラバスに提示する。

(学科試験)

第4条 講義科目は筆記、口頭試問、レポート及び実技などの方法により、学習効果及び教育効果を試すため試験を行う。

2 試験は、授業中あるいは特別に時間を設けて行う。

3 筆記試験の時間は1科目50分とする。

4 試験開始後20分以内の遅刻者については受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。

5 試験時間中の退場は、試験を開始してから30分以後でなければ認めない。

6 一つの科目を複数の講師で担当する場合、代表して一人の講師が学科試験を行う場合と、それぞれの講師が学科試験を行い、その合計点を学科試験成績とする場合がある。

7 正当の理由がなく、又は無届けで試験を受けなかった者は、当該科目の評価の対象としない。従って、その科目の追試験・再試験を認めない。

(試験における遵守事項)

第5条 受験者は、試験中、次の事項を守らねばならない。

(1) 監督者の指示に従うこと。

(2) 不正行為をしないこと。

(3) 受験者相互の私語又は無用の独り言をしないこと。

(4) 物品（筆記用具、消しゴム、等）の貸借をしないこと。

(5) 下敷きを使用しないこと。

2 上記の事項に違反したときは退場させることがある。

(不正行為)

第6条 試験中に不正行為を行った者は、当該科目の受験資格を失う。また、学則第39条の規定により戒告、停学などの処分を行う。

(追試験)

第7条 止むを得ない理由で試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、指定の期日までに（原則として当該本試験終了後3日以内）追試験願いを提出し、担当講師の許可を受けなければならない。

3 追試験は原則として当該本試験の日から2週間以内実施する。

4 追試験の成績評価は得点の8割とする。

5 追試験は、該当科目の授業時間外に行う。

(再試験)

第8条 学科試験などで60点未満の場合は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、担当講師の許可を受けなければならない。

3 再試験は、原則として当該科目成績判定後10月、3月に行う。

4 再試験は、該当科目の授業時間外に行う。

- 5 再試験を受ける者は、再試験願いの提出と同時に定められた期間中、再試験料（3,000円/1科目）を事務局へ納入しなければならない。
- 6 再試験は、100点満点の60点以上を合格とし、その成績評価は60点とする。

第3章 臨地実習の履修

（臨地実習）

- 第9条 実習は、それぞれ定められた実習計画、実習要項に従って履修する。
- 2 1日の実習時間は、原則として7時間とする。
 - 3 実習時間数は、別表Ⅰに規定する時間数をすべて満たさなければならない。
 - 4 実習を欠席、早退、又は遅刻した場合は、各科目規定の時間数を満たすまで補習を受けなければならない。
 - 5 実習の評価は、平素の実習状況（平素の実習態度及びグループワーク、カンファレンス・ディスカッション等への参加）及び内容、提出された諸記録、レポートなどを総合して行う。

（追実習）

- 第10条 止むを得ない理由で実習ができず評価を受けられなかった場合、追実習を受けることができる。その際、追実習願いを実習調整者へ提出しなければならない。
- 2 追実習科目の学習の評価は、100点満点の60点以上を合格とし、その評価は評価点の8割とする。

（再実習）

- 第11条 実習の評価で60点未満の者は、再実習しなければならない。その際、再実習願いの提出と同時に定められた期間中、再実習費（3,000円/1科目）を事務局へ納入しなければならない。
- 2 再実習科目の評価は、100点満点の60点以上を合格とし、その評価は60点とする。

第4章 学習の評価、科目の履修、課程の履修認定

（履修及び履修認定）

- 第12条 科目の履修については、別表Ⅰに規定する全科目を必修とする。
- 2 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない
 - 3 定められた方法にて科目を履修し、その科目の学習の評価で合格した者には履修認定をする。

（学習の評価・進級）

- 第13条 学習の評価は、当該年度の学習が終了したのち、単位認定会議において実施する。
- 2 単位認定会議にて当該年度の全科目について可否を判定し、校長が科目の履修、単位の認定を行う。
 - 3 第1学年又は第2学年において、別表Ⅰに配置された各学年の全科目で認定を受けた者は、進級することができる。

（課程修了の認定）

- 第14条 第3学年において、別表Ⅰに規定する全科目を履修した者は、単位認定会議の議において課程修了を認定する。
- 2 未認定科目があり、課程修了の認定を受けることができない者については、卒業延期により未認定の科目を履修することができる。
 - 3 卒業延期について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。